

第10回 共通基盤ワーキンググループ会合 議事概要

1 日 時 平成29年11月2日（木）9:30～12:20

2 場 所 総務省第二庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（座長）、永瀬 伸子、野呂 順一

【審議協力者】

内閣府、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、岡山県

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長、上田次長、佐々木室長補佐

政策統括官（統計基準担当）：澤村統計審査官、辻元統計専門職

4 議 事

- （1）報告者の負担軽減・統計ニーズの把握
- （2）報告者の理解増進・公平感の確保
- （3）統計リソースの計画的な確保及び再配分と最適措置
- （4）地方公共団体との連携・支援
- （5）統計調査員の確保・育成・支援
- （6）統計職員の人材育成
- （7）その他

5 議事概要

（1）報告者の負担軽減・統計ニーズの把握

事務局から資料1-1に基づき課題等の説明、各府省の取組状況の説明があり、統括官室から資料1-2に基づき統計改革推進会議最終取りまとめの提言に対する検討状況について報告があり、事務局から次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方の説明があり、議論し、基本的な考え方については概ね了承された。

主な質疑は、以下のとおり。

○報告者やユーザーから意見が出やすくなるための工夫などはあるのか。

→ホームページの目につきやすいところからアンケートに誘導する、集中月間を設定するなどを考えている。

○報告者が一番身近に調査を感じるのは調査票に記入したときなので、調査票にアンケートや目安箱に誘導するような工夫があると、意見を集めやすいと思う。

○意見などを集めたあと、そうした意見に対応したリアクションが大事である。

○資料の1-2のイメージ図では、報告者とユーザーが並列的で無関係のように思えるが、報告者も統計調査のユーザーであるので、表現を工夫してほしい。

○調査の重複、報告者の負担軽減に関して、「最終取りまとめ」では、「総務省は、（中略）議論や調整を促進する」と記述されているのに対して、基本的な考え方は、「情報提供や連絡等を行う」となっているが、現行法の改正後は「調整」していくことになるのか。

→調整を行っていくことは重要であるが、現行の統計法の仕組み上、民間企業までも含めた「調整」に即座に対応できる基盤がないため、難しいのが実状。「連絡等」をどこまで広げられるかがポイントだと考えている。

○調査に「重複がある」は、どのようなことなのか。

→国、地方公共団体だけでなく大学や民間の調査会社などから様々な調査があり、企業にとっては負担感が大きい。どの調査でも設問項目になっているフェース項目は、調査間で共有できるかもしれないが、特定の時期の情報が必要な従業員数などは、調査時期が異なると利用が困難である。資本金など安定的な項目について、法人番号を利用して情報を共有し負担軽減を図っていくような取組が重要と考えている。

（2）報告者の理解増進・公平感の確保

事務局から資料2-1に基づき課題等の説明、各府省の取組状況の説明があり、統括官室から資料2-2に基づき統計改革推進会議最終取りまとめの提言に対する検討状況について報告があり、事務局から次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方の説明があり、議論し、基本的な考え方については概ね了承された。

主な質疑は、以下のとおり。

○立入検査は、いままで実施していないが、どのような実態なのか。

→実態は、統計法に基づく立入検査という厳格な形ではないが、様々な形式で段階的に督促しており、最終段階では社長宛に文書を送付している。今回は、更にもう一段階上げて、立入検査を実行してはどうかと考えている。

○必要ならば立入検査は実施すべきだ。ただし、企業側にとっては、当事者意識が薄い調査もあるので、十分な周知が必要である。罰則を科すからには、「いままではよかったのに」という企業側の意識への対応策が必要である。

→立入検査は、罰則を科すものではなく、調査実施者側が報告者側の情報を入手するために行うものであり、調査事項等について回答できる者に立ち会ってもらう必要がある。そのような広報活動をしていかねばならないと考えている。

○悪質な企業の企業名を公表することは、ダメージがあるのか。

→企業によって受け止め方が異なるだろうから、どんなことが効果があるのか個々に見極めて対応していくことが重要だろう。

○立入検査は、平成33年経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る」とあるが、具体的にはいつ頃か。

→おおよそ、調査の1年前、32年の春頃と想定している。

○マンション協会との連携とあるが、下部組織へ周知されるように積極的に働きかけ

が必要かと思う。

→下部組織へ浸透を図るように努力していきたい。

(3) 統計リソースの計画的な確保及び再配分と最適措置

事務局から資料3に基づき課題等、各府省の取組状況、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方の説明があり、議論し、基本的な考え方については概ね了承された。

主な質疑は、以下のとおり。

○EBPMの体制は、どのような状況か。

→夏の段階で、各府省からEBPMを推進する司令塔となる政策立案過程総括審議官（仮称）等の機構定員要求がされており現在査定中と承知している。

○SUT体系への移行ではリソースの確保が重要であり、各府省の取組だけでは前に進まないのので、総務省が各府省の協力得てリソースを集中すべき分野を定めるよう取りまとめていていただきたい。

→総務省が重点分野を定めるといった一定の役割を担う必要はあるが、予算権限もないのが実状。原文でも、統計委員会と一体となって進めて行くことは記載している。

○基本的な考え方の1つ目の箇所の「また」以下について「リソースの重点分野を決める」とあるが、GDPやユーザー視点以外で重点分野を決めるのか、GDPやユーザー視点の中で重点分野を決めるのか、分かりにくいので表現を工夫した方がよい。

(4) 地方公共団体との連携・支援

事務局から資料4-1に基づき課題等の説明、各府省の取組状況の説明があり、統括官室から資料4-2に基づき統計改革推進会議最終取りまとめの提言に対する検討状況について報告があり、事務局から次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方の説明があり、議論し、基本的な考え方については概ね了承された。

主な質疑は、以下のとおり。

○国が地方と連携、支援してくれるのは有難い。実査の現場としては、報告者の負担軽減、理解増進を徹底的に実行してもらいたい。報告者の理解増進という観点では、国の調査のうち、調査結果の新聞記事を新聞社の許諾を得て次の調査実施時に報告者に配布してくれる調査があるが、調査員にも報告者側にも好評である。これも支援活動の1つであると考えている。

○勤務時間が制限されている職員にとっても、少ない時間の中でも国からの説明を鵜呑みにするのではなく、なぜそういう仕組みで調査しているのかを理解し、頭を使って調査するような人材を育てていきたい。

○国から地方への委託費予算は減少してきたが、高度化プランの要求で前年度比プラスにしていきたい。

○統計調査は、業務に繁閑があると思うが、地方公共団体の専任職員の仕事は、どう

調整しているのか。

→国勢調査と経済センサス-活動調査など大規模調査に関しては、実施時期の輻輳を回避してくれているので、都道府県レベルでは業務をならすことができている。ただし、区市町村では職員数も少なく選挙管理のセクションと一緒に業務を調整しているケースもあり、業務をならすことは難しいのではないのか。

→大規模調査の際は、臨時職員を雇って審査、集計業務をサポートさせている。

○都道府県別の表章について、充実を図ってくれているが、基本的な考え方では、充実に向けた上乘せ調査など技術面での支援となっており、国というより今度は地方が独自でということなのか。

→従前の取組を含めたような形で引き続き支援を行っていく。その上で、報告者の負担軽減の観点もあるので、推計手法の開発なども重要な課題と考えている。

(5) 統計調査員の確保・育成・支援

事務局から資料5-1に基づき課題等の説明、各府省の取組状況の説明があり、統括官室から資料5-2に基づき統計改革推進会議最終取りまとめの提言に対する検討状況について報告があり、事務局から次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方の説明があり、議論し、基本的な考え方については概ね了承された。

主な質疑は、以下のとおり。

○調査員の高齢化への対応策として学生の任用などもあるが、次の世代育成という観点での検討はないのか。

→調査員の質の確保は大事な要素であるが、景気がよいと若い世代は他の仕事に就く。多くの調査員を動員する国勢調査において優秀な調査員を登録調査員にするような取組が現実的ではないかと考える。

○60歳代は元気な中高年者であり、活発な方に10年くらい調査員をやっていただくことは現実的だと思う。今の調査員は、若いうちに調査員になって現在のような高齢になったのか、それとも高齢になってから調査員になったのか。

→基本的には若くして調査員になった人がそのまま歳をとっているが、元気な人は元気である。金融機関の退職者セミナーで調査員への勧誘をしている地方もある。

→調査員には信頼性が重要なので、市町村職員のOB、OGを積極的に活用している市町村もある。

○学生は、長期間、調査員はできないが、経験としてはいいことである。

○オンライン調査においては、調査員への研修の方が重要だと思うし、必ずしも報告者の負担軽減にはならないこともあるので、基本的な考え方の表現は工夫した方がよい。

○郵送、オンライン調査について、「統計棚卸し等を踏まえ」とあるが、統計棚卸しをクリアしないと導入できないかのように読めるので、「統計棚卸し等を活用しつつ」のような表現にできないか。また、経済センサス-活動調査などは条件付きの表現になっているが、統計調査全てにおいて大切なので限定して記述する必要はないのではないのか。

→統計棚卸しの結果も活用しながら郵送・オンラインへの移行を進めていくことになると思う。しかし、経済センサスー活動調査などにおいては、調査員調査を当面維持しないと事業所母集団名簿の基礎データを収集することができないので、郵送、オンライン調査をすぐに導入することは適当とは思えない。第Ⅰ期基本計画の民間事業者の活用についても、同様な表現ぶりにしている。

(6) 統計職員の人材育成

事務局から資料6に基づき次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方の説明があり、議論し、基本的な考え方については概ね了承された。

主な質疑は、以下のとおり。

○オンライン研修などは、今後は学生や民間人も対象に考えているのか。

→統計研究研修所における研修は国、地方公共団体の人材育成を中心に考えており、民間人については、統計局がオンラインによる無料の研修を実施している。

○大学の若手研究者を任期付で活用する場合は、その後のキャリアパスに活かせるようなことを示すことが必要である。

○統計セクションにいる職員向けに、標本設計など高度な研修についての記述がないように思えるので、表現ぶりを工夫してほしい。

(7) その他

次回の会合は、11月16日（木）13時から総務省第二庁舎にて開催予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>